

「特別の教科 道徳」の実施に向けて

＜その1＞

平成27年3月27日に、学校教育法施行規則の一部を改正する省令、道徳に係る小学校、中学校、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示及び移行措置に係る告示が公表されました。

平成30年度（小学校）及び平成31年度（中学校）からの「特別の教科 道徳（「道徳科）」の完全実施に向けて、平成27年度からの移行措置をどのように進めていけばよいかポイントを押さえていきたいと思えます。



道徳教育は、どのように変わる
のですか？

次のような点が変わります。

- 「道徳の時間」が「特別の教科 道徳（「道徳科）」として位置付けられます。
- 目標が明確で理解しやすいものとなります。
- 内容がいじめ問題への対応の充実や発達の段階をより踏まえた体系的なものとなります。
- 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れた多様で効果的な指導方法が求められます。
- 道徳科に検定教科書が導入されます。
- 児童生徒の道徳性について評価することになります。（数値評価ではない。）

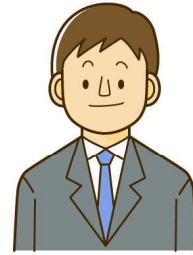
**「考え、議論する」道徳科への転換により
児童生徒の道徳性を育みます。**





変わった点について、もう少し詳しく教えてください。

では、まず、道徳科の目標について説明します。



目標の新旧比較

旧 道徳の時間の目標

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己（それに基づいた人間として）の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

※（ ）は中学校。

※ 外国語活動は小学校のみ。

新 道徳科の目標

第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

※（ ）は中学校。

目標を十分に理解して、それにふさわしい指導の計画や方法を講じてください。



道徳科の目標は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標と同一になりました。「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」ことを目指します。

学習活動が、「道徳的諸価値について理解する」「自己を見つめる」、「物事を多面的・多角的に考える」、「生き方について考えを深める」と具体的に示されました。

育成すべき資質・能力は、「道徳的実践力」から「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」へと、明確なものになりました。